

平成17年2月24日開催山口家庭裁判所委員会

第1 日時 平成17年2月24日(木) 13:30～16:30

第2 場所 山口家庭裁判所大会議室

第3 出席者

(委員・50音順)

加登田恵子委員, 末永光正委員, 杉山和子委員, 田畑元久委員, 中山修身委員,
西村寿美雄委員, 仁田良行委員, 福田 廣委員, 山本武久委員, 和食俊朗委員
[オブザーバー]

川人史朗事務局長, 西村紀孝首席家裁調査官, 刀禰紘道首席書記官

第4 議題

1 委員長あいさつ

2 意見交換等

(1) 裁判所の広報等について

(2) 生活に困窮し、資力が不十分な当事者への法律扶助について(中山委員
提出)

(3) 少年事件の現状について

3 その他

4 委員長あいさつ

第5 会議経過

1 山本委員長からあいさつがあった。

2 意見交換等

(1) 裁判所の広報等について

◎ 意見交換に先立って、事務局長から、前回及び前々回の委員会後実施した
広報活動等について、次のとおり説明があった。

ア 本庁受付窓口に、パーテーション及び衝立を設置した。

イ 窓口利用者のアンケートを、平成16年10月1日から31日までの
1か月間実施した。

ウ 平成16年10月26日に、JR山口駅で、裁判員制度パンフレットを配布した。



エ ホームページの充実に向けた取組として、次のものを掲載した。

(ア) 裁判手続案内「離婚調停」

(イ) 裁判所を装った詐欺に関する警告文

オ 広報誌「COURT山口」を発刊した（創刊号平成16年12月15日発刊，第2号平成17年3月1日発刊予定）。

カ 庁舎見学

(ア) 裁判所見学ツアー

山口地方裁判所と共催で、平成17年1月から、毎月第2水曜日に実施している。このほか、従前から、学校等からの見学の申込みに応じている。



(イ) 平成17年1月18日に、家裁調査官補採用試験受験希望者のための見学ツアーを実施した。

(ウ) 平成17年1月20日に、山口地方裁判所と共催で、裁判所事務官Ⅰ種、Ⅱ種採用試験受験希望者のための見学ツアーを実施した。

キ 講師派遣

平成17年2月9日に、「やまぐち街なか大学」へ、講師として職員を派遣した。このほか、地方公共団体やその外郭団体からの依頼にも可能な限り応じて派遣してきている。

◎ 意見交換の概要 [○：委員（委員長を除く。） ●：オブザーバー]

- 広報誌「COURT山口」については、①スキャナーの性能が影響しているためか、小さい文字が読みにくい。また、②施設、手続及び制度の紹介にウェイトが置かれているが、裁判所に親しみを持ってもらうというのであれば、そこで働いている裁判官や家裁調査官などの中には、どういう人がいて、どういう生活を送っているのかとか、今日のお昼ご飯はこういうものでしたとか、コラムでもいいから、違う視点を入れてもいいかなと思った。

また、ホームページについては、直接、山口地方、家庭裁判所のホームページの表紙にアクセスできて、そこから、裁判員制度コーナーなどにリンクするというように、地方のカラーを出してもいいのではないか。競争がないのでいい悪いが比べられないというのであれば、税務署等のホームページと比較してみるとよいと思う。

- 窓口利用者のアンケートを実施したのは、本庁だけか。また、「COURT山口」の発行部数を教えてもらいたい。
- アンケートを実施したのは、本庁だけであるが、支部等においても、実施する方向で検討したいと考えている。また、広報誌の発行部数は3000部であり、地方公共団体には20部ずつ、大学には学部ごとに2部ずつ配布している。
- 広報誌の配布先には、専用のファイルホルダーを配布するなどして、ずっと置いてもらった方がいいかなと思う。
- 広報誌をファイルにするというのは良い考えかなと思う。また、広報誌の同じシリーズのものをまとめて掲示するのもいいと思う。それから、ふぐに「裁」の文字が入ったイラストは、山口の裁判所ということで、とてもおもしろい。

ところで、裁判所見学ツアーもいいが、募集人員が10人というのはとても少ない。私が小学生のときには、クラスごと見学に行っていた。教室で先生が話をするよりも、実際に裁判所に行って裁判所の職員から話を聞いた方が生徒は心を打たれるのではないか。

- (オブ) 学校からの見学は、主に山口地方裁判所が受け付けているが、月に1、2回のペースで見学に来られているのではないかなと思う。

- （委員）放送局には、小学5年生くらいのクラスが、郷土を知るという単元で、5月ころになるとバスが相当に来る。そのコースに裁判所を入れてもらえばよいのではないか。
 - 山口地方裁判所からは、県内の中学の校長会に職員を派遣し、裁判所見学について説明させていただいた。また、今度開催される小学校の校長会でも同様の説明をさせていただく予定である、と聞いている。
- 委員長 小、中学生が傍聴して分かるものといえば、刑事事件だと思うが、事件によっては、傍聴には向かないものがあり、その点は、地方裁判所の総務課で、傍聴に適する事件を選んでいると思う。そのため、1か月くらいの余裕をもって申込みをしてもらえば可能だと思う。
- 私が言いたいのは、もう少し小中学校に見学を働き掛けてもよいかということである。それから、先に、広報用ビデオの貸出し件数が少ないという話をされていたが、ダビングして学校に配布して学校の教材として役立てられることを考えられてもいいかなと思う。
 - 広報用ビデオについては、著作権などの問題から、ダビングが制限されているという問題点がある。
 - 著作権者に働き掛ければ、学校への配布も大丈夫だと思う。
 - ホームページには、広報誌に載っている裁判所豆知識や裁判所見学ツアー参加者の声を載せたら、もっと親しみが湧くかなと思う。また、性質上正確に伝えなければならないという制約から、ビジュアル化にも限界があるという話だったが、簡単なビジュアル化でよいのではないかなと思う。
 - 見学ツアーに参加した人の声とか、模擬裁判をやったときに出た質問などには、一般の方が裁判所にどういう関心を持っているか、どういうことを知りたいかが出ると思う。それらをホームページに載せていくのもよい方法ではないかなと思う。
- 委員長 私が以前所属していた裁判所では、見学や傍聴が終わった後に、学校から感想文が来ていた。学校側もそれだけ真剣に傍聴を考えていたのかなと思う。
- （委員）印刷物は高くつく。ホームページをきれいで見やすくした方が絶

対に安い。

- 広報誌やホームページのデザインだけならば、業者に頼めるのではないか。
 - 山口家庭裁判所長室に、大審院（現在の最高裁判所）初代院長直筆の額があるということだが、それなどをホームページに載せたらよいのではないかと思う。
 - そうやって見ていくと、裁判所豆知識がたくさんあるのではないか。
 - 下関支部や宇部支部などは、JRの駅からの行程が分かりにくいことから、裁判所の利用者の便宜を考えて、広報誌には毎号、支部の地図を載せるのがよいと思う。
 - 社内向けの広報誌はあるのか。
 - （オブ）資料課だよりや用度だよりなど、課や係ごとのものはある。
- 委員長 裁判所によっては、転入者や留学などから帰ってきた人の紹介などを載せた内部向けのものもあったと思う。
- 広報に力を入れていこうとされている、また、庁内表示をきれいにされたり、パーテーションを設けたりされているが、肝心なのは職員の気持ちなので、やろうよというものを流すことが重要ではないか。
 - ホームページや広報誌の作成に、ボランティアを巻き込んだらまずいのか。大学の法学研究室の学生などをボランティアの記者として募集し、レポートしたものを載せるというのはどうか。学生にとっても勉強になると思う。
 - 山口市内中心部の商店街をもっと身近に感じてもらおうと、利用客側が店舗の取材や編集を担当して、店舗紹介冊子を発行するという企画があるのだが、それと同じ発想が裁判所でも採り入れられたらなどと思う。
 - ホームページの作成に学生を取り入れたら、もう少しよいものを作ってくれると思う。
 - 前回紹介した「やまぐち街なか大学」での「もっと知りたい裁判所」という講座がかなり好評で、次も是非お願いしたいと考えている。
 - （オブ）時期や内容にもよるが、積極的に検討していきたいと考えている。

- (委員) 広報というのは、頼まれるのを待つというのではなく、売り込むくらいでないと駄目なので、断らない方がよい。
- 山口市には「やまぐち街なか大学」というものがあるが、いいなと思う。防府市で頼んだ場合には、やっていただけるのか。
- 現在の人員と事務量を考えると、月1回がやっとかなと思われる。場合によっては、最寄りの支部などから派遣することも考えたい。岩国の中学校の生徒指導部会に、講師として岩国支部の主任家裁調査官を派遣した例がある。
- 弁護士会も今年度から法教育に力を入れているが、我々のする生の話は教師も興味深く聴かれている。来年度からは講師派遣を弁護士会も行うことから、裁判所のみで依頼が殺到して困るということもないと思われるので、裁判所も、積極的に講師の派遣依頼を引き受けられたらよいのではないか。
- 広報をしたいというのであれば、裁判所の方から、どんどん売込みにいけばよいと思う。国税庁の場合には、広島からわざわざ国税局長が売込みに来られる。だから、裁判所でも、例えば法の日週間の前に、テレビで扱ってくださいとか、ケーブルテレビであれば15分くらい時間をくださいという売込みをされたら、無料で広報ができると思う。それくらいの意気込みでやってよいと思う。
- ラジオを広報手段として使って、裁判員制度ってどんなものかなどの聴取者の質問に電話で答えるという企画を設け、事前に担当者と打ち合わせておいて、裁判所職員に電話をつなぐといったことも考えられるのではないか。裁判所の職員の声が聴取者側に届くだけでも、より親しみやすくなるのではないかと思う。
- 今、主に、広報のことを話しているが、広報の裏返しに苦情の受付というものがあり、弁護士会では弁護士に対する苦情の受付ラインが整備されており、また、地方公共団体には、広報広聴課などの専門部署が設けられている。裁判所の場合には、広報と苦情を専門に扱うセクションを設けないとなかなか対応が難しいのではないか。

また、先ほど、派遣する職員が大変だという話があったが、地方公

共団体を見ていると、割とキャラクターの強い人が広報担当者になっている。裁判所でも、広報用や苦情の受付用に人材を育てていかないとやっていけないのではないかと思う。

現在、山口家庭裁判所では、広報と苦情の受付は、どの部署が担当しているのか。

- （オブ）当庁では、苦情の受付は総務課長が、広報の受付は総務課庶務係が担当している。

なお、裁判所職員もこれまでのように寡黙では勤まらなくなっていることから、研修などの際には、しゃべる能力を鍛えるために、研修生にプレゼンをさせて討議を進めるという形式を採り入れるようにしている。

(2) 法律扶助について

中山委員から、生活に困窮し、資力が不十分な当事者が、弁護士や司法書士に支払う料金を立て替えて、分割払してもらい、場合によっては、最終的には免除することも認めるという法律扶助事業の意義内容のほか、同事業が法律扶助協会の設立から法律扶助を国の責務と定めた民事法律扶助法の成立施行を経て、平成18年度に業務開始予定の総合法律支援法に基づく日本司法支援センターの主要業務に組み込まれるに至った経緯、同事業の内容をもっと周知させる必要があるため、裁判所の職員には窓口での告知などについて協力をお願いしたいといった説明がされた。

(3) 少年事件の現状について

ア 刀禰首席書記官から、少年事件の手続の概要について、説明があった。

- （委員）調査に基づいて、審判不開始と審判開始とに分かれるという大きな枠組みの考えはあるのか。また、全少年事件のうち、審判不開始になる比率並びに犯罪少年、ぐ犯少年及び触法少年それぞれの審判不開始の比率はどうなっているのか。

- （オブ）調査については、少年に対し、健全育成、保護的働き掛けを意識しながら行っており、一般的に、事件内容がそれほど重大ではなく、調査だけで少年が何とかやっつけられるだろうと思えたときには、審判不開始の意見を提出することになると思われる。逆に、その他の処分

が考えられる場合、直接裁判官からの訓戒・説諭が必要と思われるような場合、あるいは、事実関係を裁判官によく見てもらう必要がある場合等、調査官による働き掛けだけでなく審判というプロセスも必要と判断したときには、審判開始の意見を提出することになると思われる。

なお、審判開始の意見を出すときには、処分として、保護観察、少年院送致及び不処分のいずれがよいかという意見を付すことになる。

また、事件数の比率については、お手許の統計表を参照されたい。

触法少年については、対象が14歳未満の少年であるから、先ず児童福祉法による措置を考えることになると思われる。ぐ犯少年については、まだ罪を犯してはいないものの、いろいろな問題を内包して家裁に送致されたものであり、今まさに罪を犯そうという危険な状況にあるわけだから、一般的に、審判不開始とか不処分にはなりにくいと思われる。

イ ビデオ「少年審判～少年の健全な育成のために～」を上映した。

ウ 首席家裁調査官から、家裁調査官の調査と審判、執行機関による処遇と家庭裁判所における保護的措置の差異についての説明とともに、次回には、保護的措置として、当庁で現在実施しているものや、検討中のものを提示しながら、委員の識見を拝聴し、保護的措置の充実に向けた取組に活かしたいとの提案がされた。

(続行)

3 その他

- (1) 次回は、平成17年10月3日(月)午後1時30分から開催することとされた。
- (2) 次回は、今回に引き続いて、「少年事件の現状について」をテーマとし、オブザーバーからの説明等に対する質疑応答並びに首席家裁調査官から提案のあった家庭裁判所の保護的措置及び委員から提案された事項について意見交換を行うことになった。
- (3) 「少年事件の現状について」というテーマで意見交換したい事項があれば、次回の委員会に先立って、事務局総務課に、意見交換したい事項を提出

することとされた。

(4) 希望のある委員に対しては、意見交換の参考とするため、少年審判の手続過程に関与している少年鑑別所の見学を企画し、日程を調整することになった。

4 山本委員長からあいさつがあった。

以 上

* 1 1	庁 名	山口地方・家庭裁判所
(第2階層) コーナー名	委員会	
(第3階層) ページ名	平成17年10月3日開催山口家庭裁判所委員会	
(第4階層) ページ名		
(第5階層) ページ名		

ページタイトル	平成17年10月3日開催山口家庭裁判所委員会
掲載終期	なし

[下記のページをそのまま移行する]

http://courtdomino2.courts.go.jp/K_oshirase.nsf/4ba9787225d386c349256a18002db972/e749b6fea77b2b78492570b3001f9d90?OpenDocument